

各位

東京純心大学  
学務課

### 令和4年度 授業における著作物の利用に関する留意事項について

平素は本学の教育・研究に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

授業において著作物を利用した教材・資料等を用いる場合は、以下のことにご留意いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 教育機関における著作物の利用

教員、学生に対して著作物を無許諾・無償で「複製」・「公衆送信」・「公に伝達」することが認められています。

ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は対象外となります。

下記インターネットサイトにて詳しく記載されておりますので、著作物の利用について、予めご確認くださいませようお願いいたします。

(改正著作権法第35条運用指針)

- URL : [https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)

#### 2. 公衆送信の補償金

大学が文化庁指定管理団体に補償金（有償）を支払うことにより遠隔授業以外で著作物の利用が可能となります。

2020（令和2）年度は、遠隔授業等に緊急で対応する必要はあったため無償でしたが、2021（令和3）年度より有償となりました。

本学では、2020（令和2）年度より「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」と契約を結び、2021（令和3）年度より補償金を納めております。

また、文化庁指定管理団体による著作物利用状況調査が行われるため、報告できるよう準備が必要です。日ごろから必要な事項を整理のうえ、報告可能な状態にさせていただくようお願い申し上げます。

(授業目的公衆送信補償金制度「利用報告」への入力の手引き)

- URL : [https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report\\_itemlist.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_itemlist.pdf)

(利用報告入力例)

- URL : [https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report\\_sample.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/report_sample.pdf)

以上